第五　次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。

一　第二第一号又は第二号に掲げる場合　壁等の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から二メートル以上突出させること。ただし、壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、壁等を含み、耐火構造（壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合には、第二第一号イに定める構造。以下「耐火構造等」という。）又は防火構造の別に応じて次の表に掲げる式によって計算した幅にわたってこれらの構造（防火構造の場合最下階を除く。）である場合（次のイ及びロに該当する場合に限る。）においては、その部分については、この限りでない。

イ　外壁にあっては、屋外側の仕上げが不燃材料（防火構造の部分にあっては準不燃材料）でされ、開口部に特定防火設備（防火構造の部分にあっては建築基準法（以下「法」という。）第二条第九号の二ロに規定する防火設備）が設けられていること。

ロ　耐火構造等の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

耐火構造等又は防火構造の別	幅（単位　メートル）
耐火構造等	4.6（1－L） （3を超える場合3）
防火構造	10（1－0.5L） （6.5を超える場合6.5）

この表において、Lは壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突出させる幅（単位　メートル）を表すものとする。

二　第二第三号に掲げる場合　次のイからニまでに適合するものであること。

イ　外壁が、壁等を構成する外壁の全てを含み幅三メートル以上にわたって耐火構造であること。

ロ　外壁（最下階を除く。）及び屋根が、壁等を構成する外壁及び屋根の全てを含みそれぞれ幅六・五メートル以上にわたって防火構造であること。

ハ　外壁（イ及びロに適合する耐火構造又は防火構造の部分に限る。）の屋外側の仕上げが不燃材料（防火構造の部分にあっては準不燃材料）でされ、開口部に特定防火設備（防火構造の部分にあっては法第二条第九号の二ロに規定する防火設備）が設けられていること。

ニ　イに適合する耐火構造の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

第六　壁等で区画された部分の外壁面が壁等で区画された他の部分の外壁面となす角度が九十度以上であること。この場合において、百三十五度以内の角度をなす外壁面が交差する部分からそれぞれ幅十メートル以内のこれらの外壁面に、壁等で区画された部分と壁等で区画された他の部分の外壁面（第二第三号に掲げる場合には、壁等を構成する外壁面を除く。）がある場合においては、次の各号に適合するものであること。

一　当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、耐火構造である部分（屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が十メートル以上であること。

二　当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、防火構造である部分（屋外側の仕上げが準不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が五メートル以上であること。

第七　建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、当該壁等からの水平距離が五メートル以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が七メートル以下である建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）の外壁（低い部分に面する部分に限る。）が耐火構造であり、かつ、屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。ただし、低い部分（当該壁等で区画された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が五メートル以下である部分が耐火構造であり、かつ、この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

第八　令第百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一第一号及び第二号を次のように改める。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第百九条の五第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）とすること。

二　平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第三号リ(2)(i)(一)に規定する構造とすること。

第一第四号及び第五号を削り、同第三号中「前二号に該当する防火設備」を「前号イ又はロに該当するもの」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

三　次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ　骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸

ロ　鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー

ハ　鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上の戸

ニ　土蔵造で厚さが十五センチメートル以上の防火戸

第一第六号中「そで壁」を「袖壁」に改め、同号を同第五号とし、同第七号を同第六号とする。

第二中「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に、「すき間」を「隙間」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十二号

耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件及びひさしその他これに類するものの構造方法を定める件を廃止する件

平成二十七年二月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

次に掲げる告示は、廃止する。

一　耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十号）

二　ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十一号）

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定に基づき、主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏